

農地売買等事業業務委託に係る事務取扱い

(趣旨)

第1条 この事務取扱いは、鹿児島県農地中間管理機構（以下「機構」という。）が、農地売買等事業を効率的かつ円滑に推進するため、農地売買等事業規程及び農地売買等事業に基づく農用地等の売買、交換に関する業務処理要領に基づく同事業の業務の一部を委託して行う場合について、その委託に関する必要な事項を定めるものとする。

(委託先)

第2条 業務の委託は、農地売買等事業の趣旨に即してその業務を適正かつ円滑に処理することができ、効率的かつ経済的に実施できる者に対して行うものとする。

(委託業務の内容)

第3条 機構は、農地売買等事業に関する業務のうち、次に掲げるもの（以下「委託業務」という。）を委託するものとする。

- (1) 土地等の位置及び権利関係の確認業務
- (2) 登記等手続に必要な書類の収集、確認業務
- (3) 貸付又は売渡後における農用地等及び農業用機械・施設の適正利用に関する指導業務

(委託契約)

第4条 機構は、業務を委託しようとするときは、委託しようとする相手方（以下「受託者」という。）に対し、第3条の業務を委託することについて、別紙様式（受託書）により、あらかじめ同意を得るものとする。

2 業務委託の契約は、「公益財団法人鹿児島県地域振興公社農地売買等事業業務委託契約書」をもって締結するものとする。

(委託費の額)

第5条 委託費の額は、委託業務の種類、内容、業務量等を勘案して定めるものとする。

(契約期間)

第6条 業務を委託する期間は、契約締結の日から当該年度の3月31日までとする。

(委託費の支払い)

第7条 委託費は、委託業務が完了し、その額が確定した後に支払うものとする。

2 機構は、前項の規定にかかわらず、受託者から前払いの請求があり、業務遂行上必要と認める場合は、概算払いをすることができるものとする。

(委託業務の報告)

第8条 機構は、受託者が委託業務を完了したとき（委託業務を中止したときを含む。）は、委託業務の成果を記載した報告書を提出させるものとする。

(委託業務の変更又は中止)

第9条 受託者は、委託契約締結の際に定める業務実施計画の内容に重大な変更を行う必要が生じた場合又は委託業務を中止せざるを得ない事由が生じた場合は、速やかに機構と協議するものとする。

(その他)

第10条 この事務取扱いに定めるもののほか、委託契約及び委託業務の実施に必要な事項については、双方協議の上、定めるものとする。

附則

この事務取扱いは令和6年4月1日に施行し、従前の農地売買等事業業務委託実施要領は廃止する。